

平成14年度動物愛護管理関係予算(案)の概要

(自然環境局総務課動物愛護推進室)

(単位:千円)

大 中 小	事 項	平成13年度 予 算 額	平成14年度 予 算 案	対前年度比較 増 減 額	備 考
	(組織)環境省	55,425	60,393	4,968	109.0%
046	動物愛護管理推進費	55,425	60,393	4,968	109.0%
001	調査連絡事務費	15,759	16,071	312	102.0%
006	動物愛護週間事業費	15,864	14,308	1,556	90.2%
011	動物愛護の推進のためのモデル協議会活動推進事業費	13,276	13,406	130	101.0%
016	ペット動物流通販売実態調査費	5,028	5,006	22	99.6%
増	021 動物の適正飼養推進事業費	5,498	11,602	6,104	211.0%

動物の適正飼養推進事業費

12百万円(5百万円)

自然環境局総務課

1. 目的

動物の虐待事件が社会的に注目されるとともに、不適正な飼い方や取扱いに起因するトラブルが顕在化しているところであり、特に安易で不十分な知識のまま動物を飼う者が増大していることが重大な問題となっている。このため、改正動物愛護管理法では飼い主責務の強化が盛り込まれるとともに、動物販売業者については、動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼い方や保管の方法について必要な説明を行い、理解させるように努めなければならないことが新たに定められたことから、これらを推進していくための事業を総合的に実施する。

2. 事業の概要

(1) 動物の適正販売推進事業

動物販売業者から動物購入者に対して、動物の習性、特性、適正な飼い方等について適切に説明が実施されるよう、その指針となる説明マニュアルを作成・公表し、周知徹底を図るための事業を実施する。

(2) 適正飼養指導者等養成事業

一般飼い主による動物の適正な飼い方や管理についてサポートするための動物のしつけに関する講習会等が都道府県等において適切に行われるよう、地域における指導者である関係自治体職員等の知識・技術の向上を図るための事業を実施する。

3. 事業計画

(1) 動物の適正販売推進事業

年次計画は3カ年計画とし、各年度毎に哺乳類、鳥類、爬虫類の習性や飼い方に関する説明マニュアルを作成し、動物販売業者向け講習会を実施する。

(2) 適正飼養指導者等養成事業

動物適正飼養に関する最新の知見をもってテキストを検討・作成し、全国5箇所程度において関係自治体職員等を対象とした動物適正飼養指導講習会を実施する。

